

(別添)

畜産物の輸入検査申請に係る検査証明書の取扱要領

「検査証明書の原本の確認方法について」（令和 8 年 6 月 19 日付け 8 消安第 1776 号）に基づき、輸出国の政府機関により発行された検査証明書の原本（紙）「以下「原本」という。」について、申請者が厚生労働省検疫所に原本を提出する必要がある場合に限り、動物検疫所において、申請者が原本を PDF ファイル化したもの（以下「電子ファイル」という。）を検査証明書として取り扱うこととし、具体的な運用については、本要領に基づき実施する。

1 申請者の登録

(1) 申告書の提出

家畜防疫官は、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 40 条第 1 項及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号。以下「規則」という。）第 49 条に規定する輸入検査申請書の提出（以下「輸入検査申請」という。）において、申請者が電子ファイルによる検査証明書の提出を希望する場合、所在地が異なるそれぞれの業務拠点（以下「事業所」という。）ごとに「畜産物の輸入検査申請に係る検査証明書の取扱いに関する申告書」（別記様式 1。以下「申告書」という。）を、主に輸入検査申請を行う動物検疫所（以下「担当動物検疫所」という。）に提出するよう指示する。

(2) 添付書類

申請者が 1（1）の申告書に添付する書類は以下のとおりとする。

- ア 畜産物の輸入検査申請業務に係る手順書
- イ 検査証明書を取り扱う部署（担当部門）の組織図及び連絡体制
- ウ 動物検疫所が開催する実務講習会の受講記録
- エ 検査証明書の取扱記録
- オ 検査証明書の取扱いに係る誓約書（別記様式 2）
- カ その他家畜防疫官が必要と認めるもの

(3) 申告書の審査

申告書の提出を受けた担当動物検疫所は、申告書及び添付書類を審査し、検査証明書の取扱状況を確認するために必要があるときは、当該申請者に直接聴取するほか、申請者の所属する事業所に赴き、検査証明書の管理体制を確認する。

(4) 申請者の登録

担当動物検疫所は、審査の結果、検査証明書の適切な取扱いが可能であり、輸入検査申請に当たって、電子ファイルの利用を認めて差し支えないと判断した場

合は、申告書の複写に登録番号を付与して返却し、当該申請者を登録申請者として動物検疫所内で共有する。

(5) 登録内容の変更

申告書の内容に変更がある場合、担当動物検疫所は登録申請者に変更箇所を明示した申告書及び添付書類(内容に変更がある場合に限る。)を遅滞なく提出させ、その内容について必要な審査を行う。審査の結果、登録を継続して差し支えないと認める場合には、変更後の申告書の複写に既に付与している登録番号を記載し返却する。

2 輸入検査申請における確認

家畜防疫官は、登録申請者から提出される輸入検査申請書類において、登録番号及び食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく食品等輸入届出書の届出番号（受付番号）が確認できる場合、以下の全てを満たす電子ファイルについて検査証明書として取り扱う。

- (1) 登録申請者が原本と相違ないことを確認しているもの
- (2) 解像度が 200dpi 又はそれ以上で判読が可能なもの
- (3) カラーであるもの
- (4) 欠落部分がないもの
- (5) 著しく縮小されていないもの

3 取扱状況の確認

家畜防疫官は、登録申請者における検査証明書の取扱いが適切であることを以下により確認をする。そのほか、登録申請者における検査証明書の取扱いに疑義が生じた場合等、家畜防疫官は必要に応じて取扱状況を確認する。

(1) 取扱記録の定期的な確認

年 1 回程度の頻度で、登録申請者に 1 (2) ウ及びエの記録を提出させ、検査証明書が適切に取り扱われていることを確認する。

(2) 抜打ちによる確認

登録申請者に抜打ちで厚生労働省検疫所の食品等輸入届出済証等を提出させ、原本が提出されていることを確認する。

4 登録の取消し

家畜防疫官は、登録申請者が次のいずれかに該当し、検査証明書の取扱いが適切になされないと判断した場合には、担当動物検疫所に連絡し、その登録を取り消す。また、担当動物検疫所は当該申請者の登録を取り消した旨、動物検疫所内で共有す

る。

- (1) 申告書の内容に虚偽が認められた場合
- (2) 厚生労働省検疫所に輸入届出していないものについて、輸入検査申請書に虚偽の届出番号を記載して輸入検査申請を提出していた場合
- (3) 原本と相違がないことを確認せず輸入検査申請書に電子ファイルを添付し、その旨を申告しなかった場合
- (4) 検査証明書が適切に取り扱われていないと認められた場合
- (5) その他の事由により、検査証明書の取扱いに疑義が生じた場合

なお、担当動物検疫所は、登録を取り消した事業者に対し、経緯報告書及び改善方針を提出させ、十分な改善が認められるまでは、当該事業者からの1(1)の申告書の提出を受け付けないこととする。